

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第69号	第1種 区画漁業 県漁協 福山町支所 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町廻 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 52" E 130° 48' 36" 点イ N 31° 40' 49" E 130° 48' 26" 点ウ N 31° 40' 39" E 130° 48' 28" 点エ N 31° 40' 41" E 130° 48' 40"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	24台	霧島 市福 山町
鹿特区 魚 第70号	第1種 区画漁業 県漁協 福山町支所 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町福 山浦町地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 22" E 130° 48' 52" 点イ N 31° 40' 19" E 130° 48' 41" 点ウ N 31° 40' 14" E 130° 48' 42" 点エ N 31° 40' 18" E 130° 48' 54"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	8台	霧島 市福 山町
鹿特区 魚 第71号	第1種 区画漁業 牛根漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根境地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 41" E 130° 47' 48" 点イ N 31° 37' 49" E 130° 47' 20" 点ウ N 31° 37' 18" E 130° 47' 04" 点エ N 31° 37' 09" E 130° 47' 34"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	157台	垂水 市牛 根
鹿特区 魚 第72号	第1種 区画漁業 牛根漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根境田村 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36' 46" E 130° 47' 20" 点イ N 31° 36' 57" E 130° 46' 53" 点ウ N 31° 36' 18" E 130° 46' 33" 点エ N 31° 36' 06" E 130° 47' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	185台	垂水 市牛 根
鹿特区 魚 第73号	第1種 区画漁業 牛根漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根上ノ村 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34' 24" E 130° 45' 47" 点イ N 31° 34' 53" E 130° 45' 39" 点ウ N 31° 34' 43" E 130° 44' 50" 点エ N 31° 34' 14" E 130° 44' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第10 4号と 合わせ て154 台	垂水 市牛 根

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第74号	第1種 区画漁業 牛根漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根居神地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 49" E 130° 44' 47" 点イ N 31° 34' 13" E 130° 44' 41" 点ウ N 31° 34' 10" E 130° 44' 03" 点エ N 31° 33' 45" E 130° 44' 09"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	160台	垂水 市牛 根
鹿特区 魚 第75号	第1種 区画漁業 東桜島漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 黒神町宇 土湾北地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 35' 54" E 130° 42' 53" 点イ N 31° 35' 50" E 130° 43' 01" 点ウ N 31° 36' 05" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 36' 07" E 130° 43' 02" 点オ N 31° 35' 59" E 130° 42' 59" 点カ N 31° 35' 59" E 130° 42' 56"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	67台	鹿児 島の 旧東 桜島 村の 地区
鹿特区 魚 第76号	第1種 区画漁業 東桜島漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 高免町園 山地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 13" E 130° 42' 08" 点イ N 31° 37' 05" E 130° 42' 17" 点ウ N 31° 37' 00" E 130° 42' 09" 点エ N 31° 37' 08" E 130° 42' 00"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	45台	鹿児 島の 旧東 桜島 村の 地区
鹿特区 魚 第77号	第1種 区画漁業 東桜島漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 野尻町地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 26" E 130° 37' 06" 点イ N 31° 33' 21" E 130° 36' 51" 点ウ N 31° 33' 03" E 130° 37' 00" 点エ N 31° 33' 08" E 130° 37' 16"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	48台	鹿児 島の 旧東 桜島 村の 地区
鹿特区 魚 第78号	第1種 区画漁業 東桜島漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 持木・東 桜島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32' 38" E 130° 37' 27" 点イ N 31° 32' 19" E 130° 37' 14" 点ウ N 31° 32' 05" E 130° 37' 41" 点エ N 31° 32' 24" E 130° 37' 54"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	80台	鹿児 島の 旧東 桜島 村の 地区

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第79号	第1種 区画漁業 東桜島漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 有村町大 正湾地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 32' 49" E 130° 39' 58" 点イ N 31° 32' 36" E 130° 39' 50" 点ウ N 31° 32' 08" E 130° 40' 40" 点エ N 31° 32' 19" E 130° 40' 47" 点オ N 31° 32' 30" E 130° 40' 24" 点カ N 31° 32' 34" E 130° 40' 26"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第80 号と合 わせて 124台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
鹿特区 魚 第80号	第1種 区画漁業 東桜島漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 古里町地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32' 23" E 130° 38' 21" 点イ N 31° 32' 13" E 130° 38' 25" 点ウ N 31° 32' 30" E 130° 39' 26" 点エ N 31° 32' 40" E 130° 39' 22"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第79 号と合 わせて 124台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
鹿特区 魚 第81号	第1種 区画漁業 鹿児島市漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島赤生 原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36' 28" E 130° 36' 35" 点イ N 31° 36' 33" E 130° 36' 23" 点ウ N 31° 36' 06" E 130° 36' 06" 点エ N 31° 36' 00" E 130° 36' 19"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	76台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区
鹿特区 魚 第82号	第1種 区画漁業 鹿児島市漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島赤水 町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34' 20" E 130° 36' 26.5" 点イ N 31° 34' 17" E 130° 36' 17" 点ウ N 31° 34' 04" E 130° 36' 23" 点エ N 31° 34' 07" E 130° 36' 32"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区
鹿特区 魚 第83号	第1種 区画漁業 鹿児島市漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 沖小島地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 32' 51" E 130° 36' 50" 点イ N 31° 33' 09" E 130° 36' 38" 点ウ N 31° 33' 25" E 130° 36' 22" 点エ N 31° 33' 08" E 130° 36' 06" 点オ N 31° 33' 23" E 130° 36' 25"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	183台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第84号	第1種 区画漁業 垂水市漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	4月1日 から7月 31日	垂水市海 潟地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32' 21" E 130° 42' 21" 点イ N 31° 32' 29" E 130° 41' 57" 点ウ N 31° 32' 20" E 130° 41' 43" 点エ N 31° 31' 54" E 130° 41' 46" 点オ N 31° 31' 58" E 130° 42' 12"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	20台	垂水 市海 潟
鹿特区 魚 第85号	第1種 区画漁業 垂水市漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市海 潟・中俣 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 31' 55" E 130° 41' 24" 点イ N 31° 31' 59" E 130° 40' 56" 点ウ N 31° 31' 29" E 130° 40' 44" 点エ N 31° 30' 45" E 130° 40' 39" 点オ N 31° 30' 42" E 130° 41' 07"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	385台 (但し, 4月1日 から7 月31日 の間は 365台)	垂水 市海 潟
鹿特区 魚 第86号	第1種 区画漁業 垂水市漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市中 俣・元垂 水地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30' 42" E 130° 40' 39" 点イ N 31° 30' 40" E 130° 41' 07" 点ウ N 31° 30' 21" E 130° 41' 12" 点エ N 31° 30' 23" E 130° 40' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	91台	垂水 市海 潟
鹿特区 魚 第87号	第1種 区画漁業 垂水市漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市新 原並松地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27' 12" E 130° 42' 46" 点イ N 31° 27' 05" E 130° 42' 44" 点ウ N 31° 27' 07" E 130° 42' 38" 点エ N 31° 27' 13" E 130° 42' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	11台	垂水 市海 潟
鹿特区 魚 第88号	第1種 区画漁業 垂水市漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市新 城地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 17" E 130° 42' 52" 点イ N 31° 25' 44" E 130° 43' 10" 点ウ N 31° 25' 56" E 130° 43' 40" 点エ N 31° 26' 10" E 130° 43' 33" 点オ N 31° 26' 04" E 130° 43' 18" 点カ N 31° 26' 14" E 130° 43' 12" 点キ N 31° 26' 20" E 130° 43' 27" 点ク N 31° 26' 29" E 130° 43' 22"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	100台	垂水 市海 潟

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚第89号	第1種 区画漁業 鹿屋市漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿屋市船 間地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 23' 55" E 130° 45' 50" 点イ N 31° 23' 38" E 130° 44' 57" 点ウ N 31° 22' 14" E 130° 45' 34" 点エ N 31° 22' 30" E 130° 46' 27" 点オ N 31° 23' 00" E 130° 46' 14" 点カ N 31° 23' 01" E 130° 46' 17" 点キ N 31° 23' 27" E 130° 46' 05" 点ク N 31° 23' 26" E 130° 46' 02"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第90 号と合 わせて 432台	鹿屋 市
鹿特区 魚第90号	第1種 区画漁業 鹿屋市漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿屋市永 小原町永 目地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 27" E 130° 46' 59" 点イ N 31° 18' 27" E 130° 46' 21" 点ウ N 31° 17' 40" E 130° 46' 20" 点エ N 31° 17' 40" E 130° 46' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	72台	鹿屋 市
鹿特区 魚第91号	第1種 区画漁業 県漁協 大根占支所 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡錦 江町城ヶ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 17" E 130° 46' 57" 点イ N 31° 15' 29" E 130° 46' 44" 点ウ N 31° 15' 24" E 130° 46' 39" 点エ N 31° 15' 13" E 130° 46' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	12台	肝属 郡錦 江町 の旧 大根 占町 の地 区
鹿特区 魚第92号	第1種 区画漁業 県漁協 大根占支所 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡錦 江町馬場 弓場下地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 36" E 130° 45' 56" 点イ N 31° 15' 39" E 130° 45' 22" 点ウ N 31° 15' 03" E 130° 45' 18" 点エ N 31° 15' 00" E 130° 45' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	51台	肝属 郡錦 江町 の旧 大根 占町 の地 区
鹿特区 魚第93号	第1種 区画漁業 県漁協 大根占支所 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	5月1日 から10月 31日	肝属郡錦 江町大根 占港城ヶ 崎地区南 沖堤防内 側	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 08" E 130° 47' 12" 点イ N 31° 15' 04" E 130° 47' 13" 点ウ N 31° 15' 04" E 130° 47' 14" 点エ N 31° 15' 08" E 130° 47' 13"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第92 号と合 わせて 51台	肝属 郡錦 江町 の旧 大根 占町 の地 区

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第94号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占駄竹地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 13' 02" E 130° 45' 24" 点イ N 31° 13' 04" E 130° 45' 20" 点ウ N 31° 13' 00" E 130° 45' 18" 点エ N 31° 12' 58" E 130° 45' 22"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	13台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
	ねじめ漁協							
鹿特区 魚 第95号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇北部地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 59" E 130° 45' 08" 点イ N 31° 13' 02" E 130° 44' 43" 点ウ N 31° 12' 56" E 130° 44' 41" 点エ N 31° 12' 53" E 130° 45' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	26台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
	ねじめ漁協							
鹿特区 魚 第96号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 51" E 130° 44' 59" 点イ N 31° 12' 53" E 130° 44' 43" 点ウ N 31° 12' 40" E 130° 44' 41" 点エ N 31° 12' 38" E 130° 44' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第94 号と合 わせて 36台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
	ねじめ漁協							

漁場番号	漁業の種類 個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件		関係地区
						漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度	
鹿特区魚第97号 ねじめ漁協	第1種区画漁業 団体漁業権	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町根占川南瀬脇南部地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 33" E 130° 44' 57" 点イ N 31° 12' 34" E 130° 44' 35" 点ウ N 31° 12' 05" E 130° 44' 33" 点エ N 31° 12' 03" E 130° 44' 55"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	66台	肝属郡南大隅町根占川北、根占川南、根占山本、根占辺田及び根占横別府
鹿特区魚第98号 ねじめ漁協	第1種区画漁業 団体漁業権	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町根占辺田小浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10' 44" E 130° 45' 10" 点イ N 31° 10' 48" E 130° 44' 48" 点ウ N 31° 10' 31" E 130° 44' 44" 点エ N 31° 10' 27" E 130° 45' 05"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	40台	肝属郡南大隅町根占川北、根占川南、根占山本、根占辺田及び根占横別府
鹿特区魚第99号 県漁協佐多支所	第1種区画漁業 団体漁業権	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町佐多馬籠浮津地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 07' 08" E 130° 43' 29" 点イ N 31° 07' 27" E 130° 43' 22" 点ウ N 31° 07' 24" E 130° 43' 05" 点エ N 31° 07' 04" E 130° 43' 06"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	60台	肝属郡南大隅町佐多伊座敷
鹿特区魚第100号 県漁協佐多岬支所	第1種区画漁業 団体漁業権	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町佐多郡間泊地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 02' 14" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 02' 14" E 130° 43' 03" 点ウ N 31° 02' 12" E 130° 43' 02" 点エ N 31° 02' 11" E 130° 42' 57" 点オ N 31° 02' 08" E 130° 42' 57" 点カ N 31° 02' 06" E 130° 43' 03" 点キ N 31° 02' 05" E 130° 43' 07"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	24台	肝属郡南大隅町佐多馬籠、佐多郡、佐多辺塚

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
区 魚 第101 号 内之浦漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町白木 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 46" E 131° 06' 22" 点イ N 31° 16' 38" E 131° 06' 17" 点ウ N 31° 16' 38" E 131° 06' 36" 点エ N 31° 16' 46" E 131° 06' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	肝属 郡肝 付町 南方 及び 北方
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第102 号 内之浦漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町台場 下地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 55" E 131° 04' 55" 点イ N 31° 17' 11" E 131° 05' 28" 点ウ N 31° 17' 36" E 131° 05' 19" 点エ N 31° 17' 23" E 131° 04' 44"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	400台	肝属 郡肝 付町 南方 及び 北方
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第103 号 高山漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町仮屋 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 20' 36" E 131° 03' 55" 点イ N 31° 20' 43" E 131° 03' 59" 点ウ N 31° 20' 51" E 131° 03' 44" 点エ N 31° 20' 43" E 131° 03' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	48台	肝属 郡肝 付町 の旧 高山 町の 地区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第104 号 牛根漁協	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根上ノ村 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34' 03" E 130° 45' 50" 点イ N 31° 34' 23" E 130° 45' 33" 点ウ N 31° 34' 15" E 130° 44' 55" 点エ N 31° 33' 53" E 130° 45' 09"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第73 号と合 わせて 154台	垂水 市牛 根
	団体漁業権							

別紙－1 （天然種苗 鹿特区魚第43号）

(1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）236台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（15,079㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

(2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－1 （天然種苗 鹿特区魚第44号）

(1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）539台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（34,465㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

(2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－1 （天然種苗 鹿特区魚第50号）

(1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）60台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（3,806㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

(2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－1 （天然種苗 鹿特区魚第56号）

(1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）195台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（12,432㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

(2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－1 （天然種苗 鹿特区魚第63号）

(1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）72台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（4,546㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

(2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第49号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）26台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第54号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）50台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第57号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）30台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第62号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）111台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

イ のり養殖業

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿特区の第1号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島湯の口 池田崎地 先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 52" E 130° 15' 36" (出水郡長島町獅子島湯の口池田崎基点標識) 基点2 N 32° 17' 44" E 130° 16' 03" (出水郡長島町獅子島鈍崎基点標石) 点ア N 32° 16' 51" E 130° 15' 36" 点イ N 32° 17' 43" E 130° 16' 04"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区の第2号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 池尻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 44" E 130° 16' 03" (出水郡長島町獅子島鈍崎基点標石) 基点2 N 32° 17' 58" E 130° 15' 28" (出水郡長島町獅子島御所浦池尻国出港東防波堤基部基点標石) 点ア N 32° 17' 43" E 130° 16' 04" 点イ N 32° 17' 59" E 130° 15' 28"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区の第3号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 白浜地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 03" E 130° 15' 16.5" (出水郡長島町獅子島御所浦白浜基点標石) 基点2 N 32° 18' 00" E 130° 15' 23" (出水郡長島町獅子島御所浦池尻国出基点標石) 点ア N 32° 18' 03.5" E 130° 15' 16.5" 点イ N 32° 18' 01" E 130° 15' 24"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区の第4号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 京泊タグ イ崎平河 内地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 05" E 130° 15' 13" (出水郡長島町獅子島御所浦京泊中鼻基点標石) 基点2 N 32° 18' 08" E 130° 14' 52" (出水郡長島町獅子島御所浦平河内防波堤基点標識) 点ア N 32° 18' 06" E 130° 15' 14" 点イ N 32° 18' 08" E 130° 14' 51"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区の第5号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 中の島地 先	<p>中の島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第6号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 野島内方 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 04" E 130° 14' 51" 基点2 N 32° 17' 59" E 130° 14' 06" (出水郡長島町獅子島御所浦野島浦基点標石) 点ア N 32° 18' 07" E 130° 14' 47" 点イ N 32° 18' 00" E 130° 14' 05"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第7号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 野島地先	野島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって 囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第8号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 野島下別 当地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 03" E 130° 14' 00" (出水郡長島町獅子島御所浦野島アカミ下基点標石) 基点2 N 32° 17' 52" E 130° 13' 45" (出水郡長島町獅子島御所浦下別当サキナシロ鼻基点 標石) 点ア N 32° 18' 02" E 130° 13' 59" 点イ N 32° 17' 53" E 130° 13' 45"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第9号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 下別当地 先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で 結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 52" E 130° 13' 51" (出水郡長島町獅子島御所浦サキナシロ浦基点標石) 基点2 N 32° 17' 44" E 130° 14' 01" (出水郡長島町獅子島御所浦須ノ脇鼻基点標石) 点ア N 32° 17' 51" E 130° 13' 50" 点イ N 32° 17' 45" E 130° 13' 52" 点ウ N 32° 17' 46" E 130° 14' 00"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第10号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 モジロ鼻 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合20メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 33" E 130° 13' 48" (出水郡長島町御所浦引地ヘデ鼻基点標石) 基点2 N 32° 17' 26" E 130° 13' 52" (出水郡長島町御所浦モジロ鼻南基点標石) 点ア N 32° 17' 34" E 130° 13' 48" 点イ N 32° 17' 25" E 130° 13' 51"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第11号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 前島地先	出水郡長島町獅子島御所浦前島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 の 第12号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 鬼塚須舞 取大坪地 先	基点1と点アを結ぶ直線、点アと点イの間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線及び点イ、点ウ、基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 30" E 130° 13' 19" (出水郡長島町獅子島御所浦鬼塚江島中鼻基点標石) 基点2 N 32° 17' 22" E 130° 13' 49" (出水郡長島町獅子島御所浦大坪新地浦干拓護岸基点標識) 点ア N 32° 17' 32" E 130° 13' 21" 点イ N 32° 17' 21" E 130° 13' 41" 点ウ N 32° 17' 22" E 130° 13' 47"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 の 第13号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 江島西ア ジロ地先	基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 32° 17' 30" E 130° 13' 19" (出水郡長島町江島中鼻基点標石) 点ア N 32° 17' 30" E 130° 13' 14"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 の 第14号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側上 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 30" E 130° 13' 12" (出水郡長島町獅子島片側江島南鼻の基点標石) 基点2 N 32° 16' 45" E 130° 12' 55" (出水郡長島町獅子島片側獅子島中学校下の基点標石) 点ア N 32° 17' 30" E 130° 13' 11" 点イ N 32° 16' 44" E 130° 12' 53"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 の 第15号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側下 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 36" E 130° 12' 46" (出水郡長島町獅子島早崎浦基点標石) 基点2 N 32° 15' 50" E 130° 12' 50" (出水郡長島町獅子島片側下山の基点標石) 点ア N 32° 16' 36" E 130° 12' 44" 点イ N 32° 15' 51" E 130° 12' 48"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第16号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側長 瀬地先	出水郡長島町獅子島片側長瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 の 第17号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島下ノ山 大首地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 48" E 130° 12' 51" (出水郡長島町獅子島下ノ山の基点標石) 基点2 N 32° 14' 51" E 130° 12' 53" (出水郡長島町獅子島高ノ口の基点標石) 点ア N 32° 15' 49" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 51" E 130° 12' 51"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 の 第18号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町瓢箪 島(大島) 地先	出水郡長島町瓢箪島(大島)の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 の 第19号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島幣串中 網代地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 36" E 130° 13' 19" (出水郡長島町獅子島幣串中網代鼻基点標識) 基点2 N 32° 14' 57" E 130° 12' 54" (出水郡長島町獅子島高ノ口鼻基点標識) 点ア N 32° 15' 31" E 130° 13' 17" 点イ N 32° 14' 57" E 130° 12' 55"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 の 第20号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島前島地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 04" E 130° 13' 23" (出水郡長島町獅子島前島立神の鼻基点標識) 基点2 N 32° 15' 16" E 130° 13' 21" (出水郡長島町獅子島前島神社基点標識) 点ア N 32° 15' 04" E 130° 13' 22" 点イ N 32° 15' 16" E 130° 13' 20"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
	団体漁業権						

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別						
鹿特区の第21号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島前島西岸南地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 56" E 130° 13' 31" (出水郡長島町獅子島前島小出島鼻北基点標石) 基点2 N 32° 14' 54" E 130° 13' 33" (出水郡長島町前島小出島鼻南の基点標石) 点ア N 32° 15' 01" E 130° 13' 31" 点イ N 32° 14' 46" E 130° 13' 38"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区の第22号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島幣串内曲地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合50メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 30" E 130° 13' 51" (出水郡長島町獅子島幣串内曲基点標識) 基点2 N 32° 15' 20" E 130° 14' 22" (出水郡長島町獅子島幣串瀬牟田基点標識) 点ア N 32° 15' 30" E 130° 13' 49" 点イ N 32° 15' 20" E 130° 14' 19"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区の第23号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島柏栗地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 23" E 130° 14' 31" (出水郡長島町獅子島幣串アクソ鼻基点標石) 基点2 N 32° 16' 00" E 130° 14' 30" (出水郡長島町獅子島柏栗基点標識) 点ア N 32° 15' 23" E 130° 14' 32" 点イ N 32° 15' 58" E 130° 14' 31"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区の第24号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島立石地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合40メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 59" E 130° 14' 37" (出水郡長島町獅子島柏栗港基点標識) 基点2 N 32° 16' 09" E 130° 14' 50" (出水郡長島町獅子島立石港基点標識) 点ア N 32° 15' 58" E 130° 14' 38" 点イ N 32° 16' 09" E 130° 14' 51"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区の第25号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島立石港地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 16" E 130° 14' 51.5" (出水郡長島町獅子島立石港基点標識) 基点2 N 32° 16' 45" E 130° 15' 34" (出水郡長島町獅子島湯ノ口五社鼻基点標識) 点ア N 32° 16' 14.5" E 130° 14' 54" 点イ N 32° 16' 47" E 130° 15' 35"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第26号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町小伊 唐島北地 先	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点2を順次に 直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区 域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 40" E 130° 13' 09" (出水郡長島町小伊唐島姉が下基点標石) 基点2 N 32° 13' 36" E 130° 13' 03" (出水郡長島町小伊唐島巢の花基点標石) 点ア N 32° 13' 40" E 130° 13' 10" 点イ N 32° 13' 40" E 130° 13' 06" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 13' 03" 点エ N 32° 13' 37" E 130° 13' 01"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第27号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町伊唐 島目吹鼻 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 35" E 130° 11' 38" (出水郡長島町伊唐島目吹基点標石) 基点2 N 32° 14' 11" E 130° 12' 02" (出水郡長島町伊唐島目吹ヨイガミ基点標石) 点ア N 32° 14' 35" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 14' 11" E 130° 12' 03"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第28号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町目吹 島地先	出水郡長島町目吹島の最大高潮時海岸線と最大低潮時 海岸線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第29号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町伊唐 島目吹鼻 西地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 12" E 130° 11' 41" (出水郡長島町伊唐島竹崎北基点標識) 基点2 N 32° 14' 33" E 130° 11' 37" (出水郡長島町伊唐島目吹鼻基点標識) 点ア N 32° 14' 12" E 130° 11' 39" 点イ N 32° 14' 34" E 130° 11' 35"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第30号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町伊唐 島竹崎南 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 56" E 130° 11' 44" (出水郡長島町伊唐島竹崎南基点標識) 基点2 N 32° 14' 07" E 130° 11' 42" (出水郡長島町伊唐島竹崎南基点標識) 点ア N 32° 13' 55" E 130° 11' 43" 点イ N 32° 14' 08" E 130° 11' 40"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第31号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町伊唐 島島の崎 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 37" E 130° 11' 37" (出水郡長島町伊唐島赤間基点標石) 基点2 N 32° 13' 12" E 130° 11' 18" (出水郡長島町伊唐島島の崎基点標石) 点ア N 32° 13' 38" E 130° 11' 36" 点イ N 32° 13' 12" E 130° 11' 17"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第32号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 待島地先	出水郡長島町諸浦待島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第33号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 長瀬地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 17" E 130° 11' 05" (出水郡長島町諸浦長瀬中之下基点標石) 基点2 N 32° 15' 12" E 130° 11' 03" (出水郡長島町諸浦長瀬クジラ鼻基点標石) 点ア N 32° 15' 17" E 130° 11' 06" 点イ N 32° 15' 12" E 130° 11' 05"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第34号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 葛輪堂崎 鼻地先	基点1から点アを見通す直線、点アと点イ間の最大高 潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウ、点エ を順次に直線で結んだ線、点エと点オ間の最大高潮時海 岸線から沖合30メートルの線及び基点2から点オを見通 す直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 29" E 130° 11' 15" (出水郡長島町諸浦葛輪漁港東防波堤基部基点標石) 基点2 N 32° 15' 53" E 130° 11' 17" (出水郡長島町諸浦葛輪堂崎基点標石) 点ア N 32° 15' 27" E 130° 11' 17" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 11' 23" 点ウ N 32° 15' 39" E 130° 11' 26" 点エ N 32° 15' 42" E 130° 11' 24" 点オ N 32° 15' 53" E 130° 11' 16"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第35号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町葛輪 ホウ瀬地 先	出水郡長島町葛輪ホウ瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第36号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町黒島 地先	出水郡長島町黒島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時 海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第37号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町葛輪 蜂の巣地 先	基点1と点アを結ぶ直線、点ア、点イ間の最大高潮時 海岸線から沖合30メートルの線、基点2から点イを見通 す直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 53" E 130° 11' 17" (出水郡長島町葛輪蜂の巣浦基点標石) 基点2 N 32° 15' 31" E 130° 10' 51" (出水郡長島町葛輪田島基点標石) 点ア N 32° 15' 49" E 130° 11' 06" 点イ N 32° 15' 31" E 130° 10' 50"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第38号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 田島地先	基点から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高潮 時海岸線から沖合50メートルの線、点イ、点ウ、点エを 結ぶ直線、点エ、点オ間の最大高潮時海岸線から沖合60 メートルの線、基点2から点オを見通す直線及び最大高 潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 30" E 130° 10' 51" (出水郡長島町諸浦葛輪田島基点標石) 基点2 N 32° 15' 18" E 130° 10' 31" (出水郡長島町諸浦葛輪田島入江西基点標石) 点ア N 32° 15' 31" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 15' 27" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 15' 22" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 15' 21" E 130° 10' 37" 点オ N 32° 15' 19" E 130° 10' 32"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第39号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町葛輪 地先	基点1から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高 潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウを結ぶ 直線、点ウ、点エ間の最大高潮時海岸線から沖合30メー トルの線、基点2から点エを見通す直線及び最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 18" E 130° 10' 30" (出水郡長島町葛輪田島入江西基点標石) 基点2 N 32° 14' 50" E 130° 10' 04" (出水郡長島町葛輪大城基点標石) 点ア N 32° 15' 19" E 130° 10' 32" 点イ N 32° 15' 01" E 130° 10' 08" 点ウ N 32° 14' 59" E 130° 10' 06" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 03"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第40号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	基点1. 点アを結ぶ直線, 点ア, 点イを結ぶ直線, 点 イ, 点ウ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの 線, 基点2から点ウを見通す直線及び最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 29" E 130° 09' 59" (出水郡長島町諸浦白瀬水産加工場角基点標識) 基点2 N 32° 14' 47" E 130° 10' 00" (出水郡長島町諸浦大城基点標石) 点ア N 32° 14' 29" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 14' 34" E 130° 09' 57" 点ウ N 32° 14' 47" E 130° 09' 59"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第41号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬西地 先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通 す直線, 最大高潮時海岸線と最大高潮海岸線から沖合30 メートルの線によって囲まれた区域及び基点3, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点3を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 27" E 130° 09' 50" (出水郡長島町諸浦白瀬神社下基点標石) 基点2 N 32° 13' 47" E 130° 09' 51" (出水郡長島町諸浦樫の浦基点標識) 基点3 N 32° 14' 45" E 130° 09' 32" (出水郡長島町壁岩基点標石) 点ア N 32° 14' 30" E 130° 09' 48" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 09' 51" 点ウ N 32° 14' 45" E 130° 09' 34" 点エ N 32° 14' 41" E 130° 09' 35" 点オ N 32° 14' 42" E 130° 09' 33"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第42号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 長浦坊子 鼻地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通 す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合20メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 44" E 130° 09' 56" (出水郡長島町諸浦長浦坊子鼻基点標識) 基点2 N 32° 13' 42" E 130° 09' 57" (出水郡長島町諸浦長浦基点標柱) 点ア N 32° 13' 45" E 130° 09' 56" 点イ N 32° 13' 42" E 130° 09' 58"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第43号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 樫之浦地 先	基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 32° 13' 47" E 130° 09' 59" (出水郡長島町樫之浦(舟かくし浦西)基点標石) 点ア N 32° 13' 47" E 130° 10' 06"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第44号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 乳之瀬戸 東コドマ イ地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 36" E 130° 10' 13" (出水郡長島町諸浦乳之瀬戸東基点標識) 基点2 N 32° 14' 02" E 130° 10' 31" (出水郡長島町諸浦島小倉鼻基点標石) 点ア N 32° 13' 37" E 130° 10' 14" 点イ N 32° 14' 03" E 130° 10' 32"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第45号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 島本浦保 育園下地 先	点アと点イ、点ウ、基点1を順次に結んだ直線及び最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 18" E 130° 10' 35" (出水郡長島町諸浦島曲り鼻基点標識) 点ア N 32° 14' 06" E 130° 10' 29" 点イ N 32° 14' 14" E 130° 10' 33" 点ウ N 32° 14' 18" E 130° 10' 36"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第46号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 末島地先	出水郡長島町末島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時 海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第47号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 竹島地先	基点1から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高 潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウ、基点 2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区 域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 35" E 130° 10' 53" (出水郡長島町諸浦竹島防波堤基点標識) 基点2 N 32° 13' 42" E 130° 10' 57" (出水郡長島町諸浦末島基点標識) 点ア N 32° 13' 34" E 130° 10' 54" 点イ N 32° 13' 41" E 130° 11' 00" 点ウ N 32° 13' 43" E 130° 10' 58"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第48号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 伊唐大橋 下地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 59" E 130° 11' 02" (出水郡長島町諸浦オニノツキダシ基点標識) 基点2 N 32° 13' 13" E 130° 10' 43" (出水郡長島町諸浦薄井ヘタメ基点標石) 点ア N 32° 12' 59" E 130° 11' 03" 点イ N 32° 13' 14" E 130° 10' 44"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第49号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦白 拍子地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合40メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 26" E 130° 11' 14" (出水郡長島町鷹巢宮之浦白拍子鼻基点標識) 基点2 N 32° 12' 58" E 130° 11' 02" (出水郡長島町鷹巢宮之浦オニノツキダシ基点標 識) 点ア N 32° 12' 27" E 130° 11' 15" 点イ N 32° 12' 58" E 130° 11' 04"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第50号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町三船 長瀬から 福ノ浦辰 の鼻地先	基点1から点アを見通す線、点ア、点イ間の最大高潮 時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウを結ぶ直 線、点ウ、点エ間の最大高潮時海岸線から沖合30メー トルの線、基点2から点エを見通す直線及び最大高潮時海 岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 35" E 130° 09' 20" (出水郡長島町三船長瀬中鼻基点標石) 基点2 N 32° 13' 01" E 130° 08' 44" (出水郡長島町辰の鼻基点標石) 点ア N 32° 13' 35" E 130° 09' 21" 点イ N 32° 12' 55" E 130° 09' 14" 点ウ N 32° 12' 54" E 130° 09' 10" 点エ N 32° 13' 00" E 130° 08' 43"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第51号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町脇崎 小島地先	出水郡長島町脇崎小島の最大高潮時海岸線及び最大高 潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区 域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 の 第52号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町脇崎 先ノ山鼻 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 09' 58" E 130° 11' 38" (出水郡長島町京泊基点標石) 基点2 N 32° 09' 46" E 130° 12' 19" (出水郡長島町鯖ノ口鼻南基点標石) 点ア N 32° 09' 58" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 09' 47" E 130° 12' 20"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第53号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町茅屋 小島元か ら口之福 浦地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 48.5" E 130° 08' 14.6" 基点2 N 32° 12' 36" E 130° 08' 35" (出水郡長島町口之福浦長次郎の耕地石垣の東端 基点標石) 点ア N 32° 12' 50" E 130° 08' 14.5" 点イ N 32° 12' 37" E 130° 08' 35"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	北さつま漁協						
鹿特区 の 第54号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町茅屋 棧敷瀬か ら茅屋小 島元地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 57.5" E 130° 07' 34" 基点2 N 32° 12' 48.5" E 130° 08' 14.6" 点ア N 32° 12' 58.5" E 130° 07' 33" 点イ N 32° 12' 50" E 130° 08' 14.5"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	北さつま漁協						
鹿特区 の 第55号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町北方 崎から茅 屋田竹地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 36" E 130° 06' 39" 基点2 N 32° 12' 46" E 130° 07' 26.5" 点ア N 32° 12' 34" E 130° 06' 37" 点イ N 32° 12' 47" E 130° 07' 26.5"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	北さつま漁協						
鹿特区 の 第56号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町浜渡 右岸地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 07" E 130° 06' 47" (出水郡長島町浜渡基点標石) 基点2 N 32° 12' 10" E 130° 06' 52" (出水郡長島町浜渡基点標石) 点ア N 32° 12' 06" E 130° 06' 48" 点イ N 32° 12' 09" E 130° 06' 53"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	北さつま漁協						
鹿特区 の 第57号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町浜渡 左岸地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 11' 59" E 130° 06' 36" (出水郡長島町温崎北側基点標石) 基点2 N 32° 11' 56" E 130° 06' 47" (出水郡長島町温崎北側基点標石) 点ア N 32° 12' 00" E 130° 06' 36" 点イ N 32° 11' 57" E 130° 06' 47"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	北さつま漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第58号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町温之 浦右岸地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 11' 48" E 130° 06' 32" (出水郡長島町温之浦基点標石) 基点2 N 32° 11' 42" E 130° 06' 50" (出水郡長島町温之浦基点標石) 点ア N 32° 11' 47" E 130° 06' 32" 点イ N 32° 11' 41" E 130° 06' 49"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	北さつま漁協						
鹿特区 の 第59号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水市地 先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で 結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、広瀬川、高尾野川及び名護漁港の区域を除く 基点及び点の位置 基点1 N 32° 07' 31" E 130° 20' 14" (米之津川右岸旧河口防波堤突端基点標識) 基点2 N 32° 07' 10" E 130° 16' 23" (出水市葦島水音鼻基点標識) 点ア N 32° 07' 44" E 130° 19' 57" 点イ N 32° 06' 48" E 130° 18' 05" 点ウ N 32° 06' 54" E 130° 17' 09"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 市
	北さつま漁協						
鹿特区 の 第60号	区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	薩摩川内 市港町唐 山唐浜漁 港東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 52' 09" E 130° 12' 16" 点イ N 31° 52' 12" E 130° 12' 14" 点ウ N 31° 52' 14" E 130° 12' 17" 点エ N 31° 52' 11" E 130° 12' 19"	外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	薩摩 川内 市の 旧川 内市 の地 区
	川内市漁協						
鹿特区 の 第61号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	薩摩川内 市川内川 河口地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 09" E 130° 12' 55" 点イ N 31° 50' 05" E 130° 13' 00" 点ウ N 31° 50' 03" E 130° 12' 59" 点エ N 31° 50' 07" E 130° 12' 54"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	薩摩 川内 市の 旧川 内市 の地 区
	川内市漁協						
鹿特区 の 第62号	第1種 区画漁業	のり養殖業	10月1日 から翌年 4月30日	指宿市今 和泉地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で 結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 17' 35" E 130° 35' 57" (指宿市今和泉漁港北側基点標識) 基点2 N 31° 17' 44" E 130° 35' 40" (指宿市指宿商業高校下基点標石) 点ア N 31° 17' 36" E 130° 35' 58" 点イ N 31° 17' 38" E 130° 35' 53" 点ウ N 31° 17' 45" E 130° 35' 42"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	指宿 市の 旧指 宿市 岩本 の地 区
	指宿漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第63号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 喜入生見 町田貫地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 18' 27" E 130° 34' 45" (鹿児島市喜入生見町田貫護岸南東基点標識) 基点2 N 31° 18' 30" E 130° 34' 38" (鹿児島市喜入生見町田貫護岸北西基点標識) 点ア N 31° 18' 29" E 130° 34' 47" 点イ N 31° 18' 33" E 130° 34' 40"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	鹿児島 市の旧 喜入 町の 地区
	県漁協 喜入町支所						
鹿特区 の 第64号	区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 喜入生見 町米倉地 先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ 線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 04" E 130° 34' 04" (鹿児島市喜入生見町海水浴場北端谷元商店下基点標 識) 基点2 N 31° 19' 26" E 130° 33' 51" (鹿児島市喜入生見町久津輪防災監視塔下基点標識) 点ア N 31° 19' 06" E 130° 34' 08" 点イ N 31° 19' 27" E 130° 33' 55"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	鹿児島 市の旧 喜入 町の 地区
	県漁協 喜入町支所						
鹿特区 の 第65号	区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 喜入前之 浜町鈴地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 52" E 130° 33' 42" (鹿児島市喜入前之浜町鈴川基点標識) 基点2 N 31° 20' 05" E 130° 33' 38" (鹿児島市喜入前之浜町鈴納骨堂下北側国道護岸 基点標識) 点ア N 31° 19' 53" E 130° 33' 45" 点イ N 31° 20' 05" E 130° 33' 41"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	鹿児島 市の旧 喜入 町の 地区
	県漁協 喜入町支所						
鹿特区 の 第66号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 喜入中名 町地先	基点1、点ア及び基点2を結ぶ直線並びに最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 23' 47" E 130° 32' 10" (鹿児島市喜入中名町上北村埋立地北防波堤基点 標識) 基点2 N 31° 24' 03" E 130° 31' 54" (鹿児島市喜入中名町脇田樋高川口基点標識) 点ア N 31° 24' 06" E 130° 31' 58"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	鹿児島 市の旧 喜入 町の 地区
	県漁協 喜入町支所						

ウ わかめ養殖業

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関係 地区
鹿特区 わ 第1号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町幣串 鵜瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 45" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点エ N 32° 15' 39" E 130° 12' 36"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第2号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町待島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 38" E 130° 11' 21" 点イ N 32° 16' 39" E 130° 11' 17" 点ウ N 32° 16' 45" E 130° 11' 21" 点エ N 32° 16' 43" E 130° 11' 25"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第3号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町本浦 野島東地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 29" E 130° 11' 06" 点イ N 32° 14' 27" E 130° 11' 07" 点ウ N 32° 14' 26" E 130° 11' 04" 点エ N 32° 14' 27" E 130° 11' 03"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第4号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町白瀬 白浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 23" E 130° 09' 25" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 09' 17" 点ウ N 32° 14' 09" E 130° 09' 19" 点エ N 32° 14' 12" E 130° 09' 27"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第5号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町黒島 南西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 39" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 15' 37" E 130° 10' 36" 点ウ N 32° 15' 32" E 130° 10' 41" 点エ N 32° 15' 34" E 130° 10' 45"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
	団体漁業権						